

兵労発基 1026 第 2 号  
平成 27 年 10 月 26 日

各団体の長 殿

兵庫労働局長  
(公印省略)

年末年始における年次有給休暇の取得促進について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、「兵庫労働局働き方推進本部」を設置し、過重労働解消に向けた取組の推進や年次有給休暇の取得促進に努めておりますが、近年、兵庫県における年次有給休暇の取得率は 5 割前後の水準で推移し、また、一般労働者の年間総実労働時間は 2,000 時間台で高止まりしている状況となっており、より一層積極的な施策の推進が求められています。

また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれ、さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）においても、国が取り組む重点対策として、年次有給休暇の取得促進の啓発を行うこととしています。

このため、兵庫労働局では、夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における取組により、連続休暇の取得や、来年（来年度）の年次有給休暇の取得促進につなげたいと考えております。

貴会におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを活用し、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を図っていただくようお願いいたします。

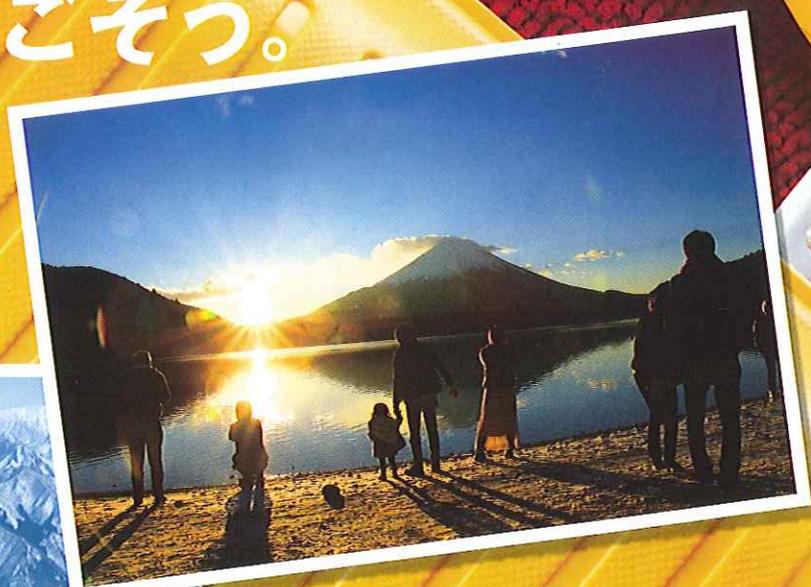
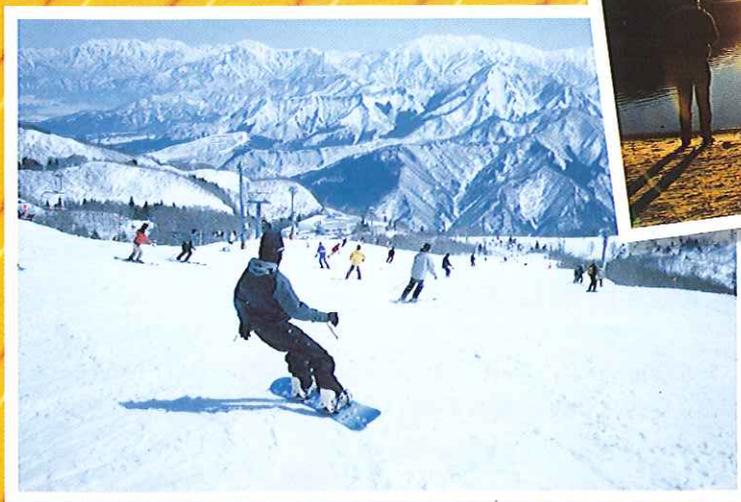
問い合わせ先

兵庫労働局監督課（兵庫労働局働き方改革推進本部事務局）

神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1-3

電話 078-367-9151（担当 田代・山本）

働き方を変えよう。  
休み方を変えよう。  
いい休日をすごそう。



+1

年末年始休暇も、土日も。  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、

年次有給休暇を計画的に活用しよう。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

# 休暇取得に向けた環境づくりで、 年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。

**1** 経営のトップによる社内への  
休暇取得促進の呼びかけ

**2** 管理者が率先して  
休暇を取得

**3** 労働組合などによる企業、  
従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「**プラスワン休暇**」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※平成25年就労条件総合調査

## 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

<b>5日</b>	<b>5日</b>	<b>15日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 3. 導入例

年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2015年12月～2016年1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	天倉誕生日 23	年休 24	年休 25	26
27	年休 28	29	年末年始 30	31	元日 1	2
3	4	5	6	7	8	9

2016年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	船橋の日 29	30
1	年休 2	審判記念日 3	みどりの日 4	こどもの日 5	年休 6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始・ゴールデンウィークを組み合わせると連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。